

F3 BASE 運用規則

(目的)

第1条 この規則は、F3 BASEの設置及び管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 フェンシングのまち沼津推進協議会（以下「協議会」という。）は、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大及びフェンシング競技を核とする沼津市民の心身の健全な育成等を図ることを目的とした拠点施設の試行的事業を行うため、F3 BASE（以下「F3」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
F3 BASE	沼津市大手町1丁目1-5（B i V i 沼津3階）

(職及び職務)

第3条 F3に館長その他必要な職員を置く。

- 2 館長は、協議会事務局長をもって充てる。
- 3 館長は所掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 職員は、協議会事務局職員をもって充てる。ただし、協議会が必要と認めるときは、この限りではない。
- 5 職員は館長の命を受けて、その職務に従事する。

(休館日)

第4条 F3の休館日は、次のとおりとする。ただし、協議会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(使用の予約)

第5条 F3の全部または、一部を使用しようとする者は、事前に協議会の予約承認を受けなければならない。

- 2 前項の許可について協議会は、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 協議会は、次の各号に該当するときは、F3の使用を承認しないものとする。

- (1) 公安、公益その他風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物及び付属設備をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他その使用が不相当と認められるとき。

(使用料)

第7条 F3の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、協議会の請求により、別表1に定める使用料を指定された口座に納めなければならない。ただし、第2条に規定する目的を達成するため、協議会が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 前条の規定により納入した使用料は、還付しない。

(使用権の譲渡禁止)

第9条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し若しくは転貸してはならない。

(設備の付加等)

第10条 使用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。この場合、設置及び撤去の費用は、使用者の負担とする。

(使用の取消し等)

第11条 協議会は、使用者が次の各号に該当したときは、その使用を停止し、又は使用の予約を取消すことができる。

(1) この規則に違反したとき。

(2) その他管理上特に必要があるとき。

2 前項の使用取消し等によって、使用者に損害を生ずることがあっても、協議会は、その責を負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用が終わったとき又は、前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは予約の承認を取消された場合は、ただちにF3を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者が建物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は原状回復の義務を怠つたときは、協議会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(使用予約の方法)

第14条 第5条の規定によりF3の使用の予約承認を受けようとする者は、次の各号に定める事項について別途協議会の定める方法によって連絡をしなければならない。

(1) 使用団体名

(2) 代表者・担当者氏名

(3) 使用日時

(4) 使用場所

2 前項の予約は、別表2に規定する予約の開始時期に従い、使用日1か月前までに連絡しなければならない。ただし、協議会においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 F3の定期的な使用の予約をしようとするものは、前2項の規定によらず、協議会との事前協議により、使用に必要な条件を記した覚書を締結するものとする。

(使用の取消し等)

第15条 第5条の規定により使用予約の承認を受けたものが、その使用の取消し又は、変更をしようとするときは、使用日の2週間前までに連絡しなければならない。

2 前項の取り消し又は変更を使用日2週間以内に行う場合や連絡なく予約日に使用しなかった場合は予約内容に従い使用料を請求する。

(順守事項)

第16条 F3に入場したものは、次の各号を順守しなければならない。

(1) 施設又は用具等の使用後は、原状に復し、職員の点検を受けること。

(2) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

(3) 許可を受けずに物品の販売又は展示をしないこと。

(4) 許可を受けずに、はり紙等の行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(広告看板等掲出の許可)

第17条 F3内に広告を目的とする看板等を掲出するものは、協議会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可について協議会は、必要な条件を付することができる。

(広告看板等掲出の制限)

第18条 協議会は、次の各号に該当するときは、F3へ広告看板等の掲出を許可しないものとする。

(1) 公安、公益その他風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 管理上支障があると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他、掲出が不相当と認められるとき。

(広告看板等掲出の申請)

第19条 第17条により広告看板等を掲出する場合は、看板掲出許可申請書(第1号様式)を協議会に提出しなければならない。

- 2 広告看板等の掲出期間は月を単位とし、複数月にわたる掲出も可能とする。
- 3 第1項の看板掲出許可申請書は、掲出開始の2か月前までに、提出しなければならない。ただし、協議会においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(広告看板等掲出の許可)

第20条 前条第1項の規定による申請を許可したときは、看板掲出許可書(第2号様式)に条件を付し、第21条に規定する掲出料の請求書と合わせて交付する。

(広告看板等の掲出料)

第21条 F3への広告看板等の掲出許可を受けた者(以下「掲出者」という。)は、別表3に定める広告料を協議会の請求により納めなければならない。

(掲出料の還付)

第22条 前条の規定により納入した掲出料は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときはその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 掲出者の責によらない理由によって、掲出ができなくなったとき。
- (2) 掲出の取消し、又は掲出前に変更を申し出て協議会がこれを承認したとき。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は協議会が別に定める。

付 則

この規則の施行期日は、令和3年4月1日とする。

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

使用料

(単位：円)

	時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	使用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
入場料の類を徴収しない場合	一般	4,500	6,000	4,500	10,500	10,500	21,000
	学生	3,000	4,000	3,000	7,000	7,000	14,000
	一部使用のみ	※一部使用の使用料については、別に定める。					
入場料の類を徴収する場合	一般	9,000	12,000	9,000	21,000	21,000	42,000
	学生	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000	28,000
	一部使用のみ	※一部使用の使用料については、別に定める。					

備考

- 1 「一般」とは、一般社会人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- 2 「学生」とは、幼児（3歳以上）並びに小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 時間区分を超えて使用する場合は、1時間（1時間に満たないときは1時間とする。）につき、時間区分の1時間相当額を加算する。
- 4 一部使用は、図1に示すF3フロアマップの「A、B、C、D、E」の各ゾーンのみを使用する場合とし、他の使用と調整の上で利用を許可する。
- 5 F3の基本仕様として、Aゾーンについては「アルミピストあり」、Bゾーンについては「アルミピストなし」を基本としており、基本仕様を変更して利用する場合は、上記使用料に1.5倍するものとする。
- 6 次の項目に該当することを証明する書類を添えて申請する場合は、一部使用の場合を除き、使用料を減免もしくは免除する。

【使用料の1/3を免除する】

- ① 沼津市内に宿泊する合宿等の事業で使用する場合。
- ② 沼津市スポーツ協会が主催する事業で使用する場合。
- ③ 沼津市が主催する事業にて使用する場合。

【使用料の1/2を免除する】

- ④ 協議会の正会員が主催する事業にて使用する場合。
- ⑤ その他、会長が必要と認めた場合。

【使用料の免除】

- ⑥ その他、会長が必要と認めた場合。

別表 2 (第14条関係)

予約の開始時期

利用目的及び内容	フェンシング利用			フェンシング 以外利用
	(1) フェンシングのまち沼津推進 協議会主催事業 (2) 日本フェンシング協会主催事 業	(3) 左記(1)、(2)を除く合宿事業	(4) フェンシングの練習 (5) 上記(4)以外の(一社)静岡県 フェンシング協会及び(一社) 沼津フェンシング協会主催事 業	
予約開始時期	随時	使用日 6 か月前から	使用日 4 か月前から	使用日 2 か月 前から
予約優先度	S	A	B	C

備考

- 1 F3の予約は、原則予約申し込み順の受付となるが、F3の設置目的でもあるスポーツツーリズム推進に寄与する利用について積極的に誘致するため、上記表優先度に基づき予約の調整を行う場合がある。
- 2 予約の優先度合はS>A>B>Cとなり、Sの予約を最優先とする。
- 3 上記表の(4)及び(5)の事業については、本規則第14条第3項における覚書を最優先とし、覚書によらない利用に関するものに適用するものとする。

別表3（第21条関係）

広告看板等の掲出料

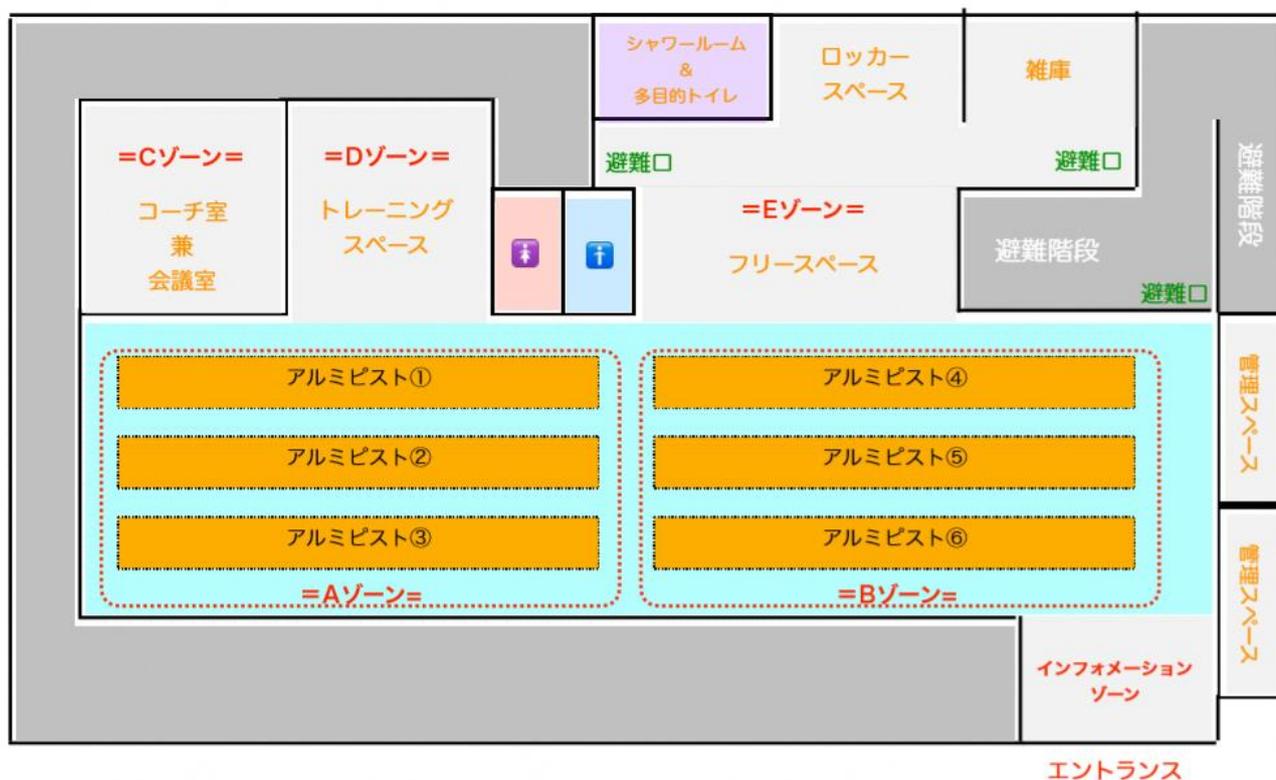
（単位：円）

種類	月額掲出料	摘要
縦100CM×横360CM	10,000	（年額）120,000
縦50CM×横180CM	5,000	（年額）60,000
縦25CM×横90CM	2,500	（年額）30,000

備考

- 1 掲出料には、看板等の作成費は含まない。
- 2 掲出期間終了日までに継続申請のない掲出物については、掲出期間終了後に撤去する。
- 3 広告看板の掲出場所はインフォメーションゾーン及びAゾーン壁面とする。

図1（別表1備考4関係）



F3 BASE 看板掲出許可申請書

年 月 日

(宛先) フェンシングのまち沼津推進協議会

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名

担 当 者 氏 名
 電 話
 E m a i l

次のとおり申請します。

掲出者情報	法人名（個人名）			
	住所		電話	
	Email			
	担当者名			
掲出場所	<input type="checkbox"/> インフォメーションゾーン <input type="checkbox"/> Aゾーン			
掲出看板 サイズ	<input type="checkbox"/> 縦 100CM×横 360CM <input type="checkbox"/> 縦 50CM×横 180CM <input type="checkbox"/> 縦 25CM×横 90CM			
掲出料	年額 円 （掲出期間： 年 月 日から 年 月 日まで）			
掲出看板 データ	<input type="checkbox"/> 有（ファイル形式） ・ <input type="checkbox"/> 無			
新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続（掲出看板の更新希望： <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 ）			

F3 BASE 看板掲出許可書

年 月 日

(団体名・代表者氏名)

様

フェンシングのまち沼津推進協議会

次のとおり許可します。

掲出者情報	法人名（個人名）			
	住所		電話	
	Email			
	担当者名			
掲出場所				
掲出看板 サイズ				
掲出料	年額 円 (掲出期間： 年 月 日から 年 月 日まで)			
新規・継続	新規 ・ 継続 (掲出看板の更新希望： 有 ・ 無)			
掲出看板 作成費	円			
合計請求額	円 (掲出料+看板作成費) (納入期限： 年 月 日)			